

第四十四回帝國議會
衆議院

黃燐燐寸製造禁止法案委員會會議錄(筆記)第一回

委員會成立

本委員ハ大正十年三月十二日議長ノ指名ヲ以テ左ノ通り選定セラレタリ

今井 今助君 高島七郎右衛門君 山本清三郎君

福井 甚三君 多木久米次郎君 中馬 興九君

淺川 浩君 中川幸太郎君 山邑太三郎君

同月十四日午前十時五十分委員長理事互選ノ爲各委員參集ス其ノ氏名左ノ如シ

今井 今助君 高島七郎右衛門君 山本清三郎君

福井 甚三君 多木久米次郎君 中馬 興九君

中川幸太郎君

年長者中川幸太郎君投票管理者トナル

○投票管理者(中川幸太郎君)ハ委員長及理事ノ互選ヲ行フヘキ旨ヲ宣告ス

○山本清三郎君ハ投票ヲ用キス多木久米次郎君ヲ委員長ニ福井甚三君ヲ理事ニ推薦スヘシトノ意見ヲ提出ス

○投票管理者(中川幸太郎君)ハ山本君ノ意見ニ異議ナキヲ認め多木久米次郎君ハ委員長ニ、福井甚三君ハ理事ニ當選シタル旨ヲ宣告ス

〔此ノ時投票管理者退席シ多木久米次郎君委員長(長席ニ著ク)〕

○委員長(多木久米次郎君)ハ引續キ會議ヲ開クヘキ旨ノ處審査ノ都合ニ依リ延期スル旨ヲ述ヘ散會ヲ宣告ス

于時午前十一時

會議

大正十年三月十五日午前十時四十分開議

出席委員左ノ如シ

今井 今助君 高島七郎右衛門君 福井 甚三君

多木久米次郎君 中馬 興九君 山邑太三郎君

出席政府委員左ノ如シ

農商務省工務局長男爵 四條 隆英君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

黃燐燐寸製造禁止法案

○委員長(多木久米次郎君) ソレデハ開會致シマス、政府委員ニ御説明ヲ願ヒマス

○四條政府委員 大體本案ヲ提出致シマシタ趣旨ヲ申上ゲマス、理由書ニモ相當詳シク書イテゴザイマスルシ、又

過日本會議ニ於テ農商務大臣カラ説明モアリマシタガ、極

ク大體ニ就キマシテ、今日迄黃燐燐寸對シマシテ、ドウ云フ

風ニナラデ居タコト云フコトヲ、極ク簡單ニ申上ゲタイト思

ヒマス、無論黃燐燐寸ノ非常ニ人體ニ危害ヲ爲スコトノ大キナ

コトハ、御承知ノ通りノ事デアリマス、我國ニ於キマシテ

ハ、明治十八年ニ此摺附木製造ニ使用スルコトヲ禁止シタ

ノデアリマスガ、明治二十三年ニナリマシテ、支那ニ於ケル

黃燐燐寸ノ需要ガ多クナリマシテ、其輸出ガ大變有利デア

ルガ爲メニ、設備或ハ從業者ノ使用ヲ嚴重ニ取締ルト云

フコトニナリマシテ、其禁止ガ解カレタノデアリマス、而シテ

此工場法ガ制定セララルニ當リマシテ、有害用品ヲ取扱フ

所ノ業務ヲ致シマシテハ、其業務ニ十五歳未満ノ幼者ノ

使用ヲ禁止、且ツ黃燐燐寸ノ不純ナル瓦斯ノ發散スル場所ニ

幼者女子ヲ使用スルコトヲ禁止シタノデアリマス、工場法施

行後黃燐燐寸ヲ製造スルニ及ビマシテ、概ネ設備ガ非常ニ

惡ウゴザイマス、ケレドモ經營上ノ注意ガ周到デナク、遺憾

ノ點ガ少クナイト云フコトヲ認メラレルヤウニナラネゴ

ザイマス、工場監督官ヲ督勵スル所ニ依リマシテ、工場ノ

設備ノ規則ニ違反シテ居ル、黃燐燐寸ヲ防ク設備ガ十分

デナクシテ、何レノ工場ニモ結核病患者ガ多クアルト云フコ

トガ分ッタノデアリマス、齒牙若クハ齒齲ノ疾患ノアル者ニ

黃燐燐寸ノ製造、又ハ黃燐燐寸ノ取扱ヲ爲サシメルコトヲ規則

ヲ禁止シテ居ルニモ拘ラズ、監督官ノ調査致シマシタ工場ダ

ケヲ試験ヲ致シマシテモ、三十六パーセントノ強ト云フヤウ

ナ患者ガ就業シテ居ル、又工場ノ中ニ於テ飲食スルコトヲ

規則ガ禁止シテ居リマスガ、此作業場内ニ於テ食事ヲ致シ、

喫煙ヲ致スコトハ、殆ド何レノ工場ニ於テモ認メナイ所ハ

ナイト云フヤウト有様デアリマス、斯様ナ狀態デアリマスル

ガ、ソレヲ臨檢致シマシタ工場監督官等ニ於テハ、相當多

數ノ中毒患者ヲ出シ、又方法ニ依リマシテ發見致シタノデゴ

サイマス、ケレドモ、此工場ノ方ニ於テハ、是迄是等ノ患者

ガ發生スルヤウナ點ヲ十分ニ承知シテ居ラヌヤウナ風モアリ

マス、是レト申シマスノハ、職工ガ御承知ノ通り黃燐燐寸中

毒ニ罹リマスル初メニ於テハ、齒痛ヲ覺エマスルガ爲メニ休

業ヲ致シマシテ、段々症狀ガ増進スルト、其氣力ガ衰ヘテ働

ク事ガ出来ナクナリ、自然解雇サレテ行ク、先キガドウ云フ

風ニナラデ行クコトカ分ラヌト云フ關係モアリマス、又職工

ニ於テモ腫物ガ出来テ、ソレカラ膿ガ出テ來ルト云フヤ

ウナ風デ、微毒、癰病ノヤウニ考ヘテ努メテ隠スト云フ風モ

アリマス、洵ニ其結果悲惨ナル結果一陷ル者ガ多イノデア

リマス、中ニハ苦痛ガ甚シイ爲メニ川ニ飛込シテ、或ハ鐵

道自殺ヲ謀ルト云フヤウナ者モ多イ、其例ニ乏シクナイノ

デアリマス、現ニ此病氣ニ罹リタ者ノ其病床ニ臨シテ見ル

ト、洵ニ悲惨ナル狀況デ、連モ眞正面ニ見ルコトモ出来ナ

イト云フヤウナ狀況デアリマス、斯ノ如ク段々調査ノ進行

ニ伴ヒマシテ、黃燐燐寸ニ依リテ受ケル所ノ被害ノ狀況ガ、

甚ダ顯著ナルモノヲ見ルニ至リマシタ、時恰モ勞働會議ニ

於テ黃燐燐寸ノ禁止ニ速ニ加入セラルベシト云フ勸告モ

アッタト云フ次第デアリマス、此ニ於キマシテ、此議會ニ於テ

我國ニ於キマシテモ、亦黃燐燐寸ニ依リテ罹カル慘禍ヲ防

遏シ、國民保護ノ遺憾ナキヲ期セントスル次第デアリマス、

本案ヲ提出致シマシタ大體ノ趣旨ハ、今申上ゲマシタ

ヤウナ次第デアリマス、尙ホ御質問ニ對シテ御答シタイト

思ヒマス

○中馬興九君 本案ノ理由ハ略々分リマシタガ、自分ハ

職業ガ醫師デアル爲メニ、私ノ住ンデ居ル所ハ人口三万許

リアル所デアリマシテ、五箇所ノ黃燐燐寸製造場ヲ持ッテ

居リ、而モ明治三十年頃カラ事業ヲ繼續シテ居リマスガ、

多數ノ中毒患者ヲ目撃シ、又治療シテ覺エテ居リマスガ、

多數ノ患者ニ皆自分ガ燐寸ノ中毒者デアルト云フ自覺ヲ十

分ニ與ヘテ、其狀況ヲ目撃シテ、此法案ヲ提出サレタノモ

稍ニ遲イト云フ感ジヲ持ッテ居リマスガ、現在ニ於テハ尙ホ

黃燐燐寸ヲ製造シテ居ル所ガ、日本ニ何所カニアル

デゴザイマセウカ、之ヲ承リタイト思ヒマス

○四條政府委員 此黃燐燐寸同業組合ガ、御承知ノ通り

リ昨年ノ九月ニ解散ノ決議ヲ致シマシタ、其決議ヲ致シマ

シタ當時ニ於キマシテハ、黃燐燐寸同業組合ノ組合員ノ

中ニハ、モウ組合員ト致シマシテハソレハ出来ナイ狀況ニ

ナラデ居リマス、是モ段々安全燐寸ノ製造ニ轉業ヲ致ス順

序ヲ取リツツアリマス、併シ最近調べマシタ所ノ狀況デハ、

工場ト致シマシテハ、ドウモ未ダ兵庫縣、大阪府等ノ關係

ハ能ク分ラヌデ、ドウモ重複シテ居ルヤウナコトデ、モウ少

シ調査致シマセストハ、ハッキリ分リマセヌガ、工場ト致シマシテ

ハ未ダ廢業ヲ致シテ居リマセヌ、大阪府ニ於テ十三工場、

兵庫縣ニ於テ十一工場ニナラデ居リマス、併ナガラ事實今

ヤデ居ルノハ餘程少ナイト思ッテ居リマス、併ナガラ全然廢

業ハ致シテ居リマセヌガ、工場ト致シマシテハ、只今申上ゲ

マシタヤウニ二十三四工場ガゴザイマス、併シ事實營業ヲ

繼續シテ活動シテ居ルノハ、極ク少ナイヤウニ聞イテ居リ

マス

○中馬興丸君 私ノ聞ク所ニ依レバ、安全燐寸ト云フハ非常ニ製造場モ多ク、目下安全燐寸ノ製造場ハ唯ダ僅ニ日本ダケデアラガ、黃燐燐寸ダケハ滿洲地方ニ輸出サレテ、比較的の利益ガ多イヤウニ聞イテ居リマスガ、或ハ其工場ガ皆作業ヲ繼續シテ居ルノデハアルマイカト思ヒマスガ、御調ノ結果トシテハドウデスカ、分リマセヌカ

○四條政府委員 段々黃燐燐寸ノ支那ノ工場ガ發達シテ参リマス爲メニ、漸次衰運ニ傾イテ居リマス狀況カラ見、尙ホ又此黃燐燐寸ノ同業組合ガ解散ヲ決議致シマシタ所ノ理由ニ依シテモ、到底支那市場ノ全體ノ市價ノ低落ヲ來シテ居ルヤウナコトデ、輸出モ激變シテ居ルト云フ狀況カラ、解散ノ決議ヲシテ居ルコトニ見マシテモ、今日ニ於テハ活躍ヲ致シテ居ルモノトハ見テ居リマセヌ

○今井今助君 此附則デアスガ、本法施行前ノ製造若クハ輸入ハ、是ハ「施行後一年間之ヲ適用セス」トナッテ居リマスガ、此間相當ノ取締ノアルコト、信ジテ居リマスガ、是ハドンナ取締若クハ監督ヲ致シテ居リマスガ、適用シナイ場合ハ……

○四條政府委員 既製品ニ就キマシテハ、詰リ一年間之ヲ輸出スルコトハ自由デアリマス、ソレカラ本法ヲ施行致シマスレバ、モウ販賣ノ爲メ所持スルコトモ出來ナイノデアリマス、併ナガラ既成品ニ就テハ一年間ハ猶豫致シテ居リマスガ、其間ハ勿論販賣スルコトハ出來ル譯デアリマス、併ナガラ大體日本ニ於テハ、内地デハ餘リ需要シテ居ラヌノデアリマスカラ、多クハ支那ニ輸出スルヨリ外 仕様がナカラウト思フ、是モ組合杯ノ狀況ヲ見マス、多少ノ猶豫期間ヲ認メマシテ、現在持ッテ居ルモノ、始末ノ付タケケノ途ヲ開ケテ置カケレバナラヌト考ヘテ居リマス、故ニ斯様ナ附則ヲ付ケタ次第デアリマス

○山邑太三郎君 第三條ニ取締上必要ガアリトシテ工場其他ノ場所ヲ臨檢シ、檢査上ノ必要ナル分量ニ限ッテ原料ヲ收受スルコトヲ得ルデアリマス、罰則トシテ第五條ニ「當該官吏ノ臨檢若クハ收受ヲ拒ミ」云々ト云フ規定ガアル、ソレカラ第四條ニ「第一條又ハ第二條ノ規定ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役」云々トアリマスガ、第三條ノ事ハ全部第五條ニ明ニ規定シテアルヤウデスカ、殊ニ第四條ノ中ニ第二條ノ規定云々トアルノハ、ドウ云フ理由デアリマセウカ

○四條政府委員 第一條ハ燐寸製造ニ黃燐ヲ使用シテハイカヌ、製造シタ者ニ對スル處罰デアリマス、第二條ハ免ニ角製造シタ燐寸ヲ、販賣若クハ輸入又ハ所持ヲ禁ジテ居ル、ソコデ之ヲ書分ケマシタノハ、第六條ニ製造業者ガ違

反對シマシタ場合ニハ、常ニ其責任ハ製造業者ニアル、假令代理人デアラウガ、同居者デアラウガ、或ハ雇人デアラウガ、ソレヲ違反スレバ製造業者ニ責任ガアルゾト云フコトニナッテ居ル、第二條ノ方ノ處罰ハ、是ハ雇人ガ販賣致シマスレバ、其販賣シタ者ニ責任ヲ負ハセル、ソレデ第二條ヲ書分ケタノデアリマス

○山邑太三郎君 第六條ノ「處罰ヲ免ルルコトヲ得ス」是ガ一般のモノニナリマスガ

○四條政府委員 是ハ自分ノ使ッテ居リマシタ者ガ……私ハサウ云フコトハ指揮ハ致シマセヌガ、彼ガ違反致シマシタノデゴザイマス云云ウテ、其責任ヲ免ルルコトハ出來ナイ、製造業者デアル以上、其責任ハ飽迄モ負ハナケレバナラヌ

○山邑太三郎君 第二條ノ罰ヲ同ジク受ケルコトニナルノデスカ

○四條政府委員 第二條ノ方ハ行爲者ヲ處罰スル規定デ、其行爲ヲ爲シタ者ガ處罰ヲ受ケル、第一條ノ方ハ行爲者デナクシテ、其製造業者ガ其責任ヲ負フト云フ風ニ書分テ居ルノデアリマス

○福井甚三君 先程中馬君カラ御尋ガアリマシタガ、尙ホ政府委員ニ御尋致シテ置キタイ、黃燐ヲ使ッテ居ル工場ハ大阪デ十三四、兵庫デ十四五ト云フ御話デアリマシタ、其生産高ハ從來下ノ位ノ高デアリマスガ、ソレニ要スル黃燐ハドノ位使ッテ居ルコト云フコトヲ承リタイ

○四條政府委員 御答致シマスガ、大體最近ノ狀況ヲ申上ゲル御參考ノ爲メニ、少シ古イ所ヲ申上ゲテ對照ニ便ナラシメルヤウニシタイと思フ、大正六年度ニ於テハ、黃燐燐寸ヲ輸出致シテ居ル數量ガ十萬四千箱デアリマス、ソレカラ大正七年度ガ十萬六千、ソレカラ大正八年度ガ八萬、大正九年度ハ六萬、是ハ見込デゴザイマス、ソレカラ二三日前ニ農商務省ニ到着致シマシタ調査デゴザイマスカラ、極メテ最近ノモノデアリマス、ソレニ依リマス、一箇年ニ大阪ト兵庫ト合セマシテ約三萬デゴザイマス

○福井甚三君 次ニ第三條ノ「工場、倉庫、店舗、其他ノ場所ニ臨檢シ」トアリマスガ、是ハ工場法モゴザイマセウガ、黃燐ヲ使フ場所ヲ豫メ指定シテ御臨檢ヲ爲サル積リデアリマスガ

○四條政府委員 是ハ黃燐燐寸ヲ製造致シテ居リマス所ノ工場ニハ、何レノ工場ニ於テモ臨檢シ得ル規定デアリマス

○委員長(多木久米次郎君) 其價格ヲ一ツ伺ヒタイ

○四條政府委員 只今委員長カラ御尋デゴザイマスガ、大正六年ニ於テ輸出致シテ居リマス價格ガ三百五十五萬圓、大正七年ニ於テ五百六十萬圓、大正八年ニ於テ

五百十六萬圓、大正九年ニ於テハ二百十五萬圓許リデゴザイマス

○委員長(多木久米次郎君) 安全燐寸ヲ合セテドノ位ニナリマスガ

○四條政府委員 安全燐寸ハ大正六年ガ二千八百六十萬圓、大正七年ガ三千五百四十萬圓、大正八年ガ四千萬圓、大正九年ハマダ安全燐寸ハ判然分リマセヌ

○委員長(多木久米次郎君) 施行期日ハ來年ノ七月デスカ、ソレハ何カ猶豫スル必要ガアリマスノデスカ

○四條政府委員 免ニ角從來繼續シテ事業ヲ營ンテ居リマスカラ、俄ニ右カラ左ニ禁ズルト云フコトハ、當業者トシテ非常ニ苦痛ナ譯デアリマスカラ、或ル禁ズベキ時期ヲ明ニ致シマシテ、相當ノ他ニ轉換シ得ル餘格ヲ與ヘル必要ガアルモノト認メマシテ、施行ノ期限ヲ大正十一年七月一日ニ致シマシタノデス

○委員長(多木久米次郎君) 是ガ爲メ打撃ヲ受ケルコトハアリマセヌカ

○四條政府委員 多少ノ影響ヲ受ケルト云フコトハ免レマセヌガ、併ナガラ既ニ組合ヲ解散致シマス所ノ決議ノ理由等ヲ見マシテモ、當業者ニ於テモ早晚政府ニ於テ此事業ガ禁止サレルト云フ意嚮モ、全然察シテ居ラヌ譯デアリマセヌ、又之ヲ世界ノ大勢ニ應ジマシテ、到底此事業ヲ繼續シテ行クコトノ困難ナルコトヲ自覺スル上ニ於テ、是ガ相當ノ處分ヲスルコト、考ヘテ居リマス

○委員長(多木久米次郎君) 全體從業者ガ幾ラアッテ、黃燐ノ職工ハ幾ラアリマス

○四條政府委員 御答致シマスガ、神戸、大阪、兩府縣ニ居リマスル一般ノ安全燐寸ノ職工ノ數ガ、大體一万五千許リアリマス、其中ニ黃燐燐寸ノ最近ノ工場ニ從事シテ居リマス職工ハ、兵庫、大阪、兩方合セマシテ先ヅ二千三百人餘デアリマス

○委員長(多木久米次郎君) 近頃ハ工場法ニ依ッテ十二歳以下ハ使ハヌノデスナ

○四條政府委員 ハイ

○委員長(多木久米次郎君) 大體大阪ト神戸ガ主デスカ、各地共ニヤッテ居リマスガ

○四條政府委員 十二歳未満ノ幼者ハ政府ハ工場法ニ於テ禁ジテ居リマスカラ、是ハ一般デス、各種ノ工業總テニ互ッテ居リマス

○委員長(多木久米次郎君) 各地ニヤッテ居リマスガ

○四條政府委員 燐寸ヲ製造致シテ居リマス府縣ハ、大體大阪、兵庫ガ主デアリマス、東京ニモ多少ゴザイマス、廣島方面ニモゴザイマス、併ナガラ御承知ノ通り大阪、兵

庫ガ主要ナ産地デゴザイマス、其他ハ殆ド言フニ足ラヌヤ
ウナ狀況デゴザイマス

○中馬興九君 黃燐ヲ製造シテ居ル所ハ何所カアッタ
思ヒマスガ、今日本デヤッテ居リマセマカ

○四條政府委員 戰時中ニ工業試驗所デ燐ノ製造ノ研
究ヲ致シマシテ、サウシテ静岡縣ニ燐ノ製造工場ガ出來
マシテ、ソレ以來時局中ニ——只今數字ハ確ッカリ覺エテ
居リマセヌガ、數多ノ工場ガ出來マシタガ、最近ニ於キマシ
テ又此影響ヲ受ケマシテ、大分其點ニ於テ工場モ或ハ休
止ヲシテ居ラヌカト思ヒマスガ、其點ハ調ヘタ上申上ゲマ
セウ

○中馬興九君 燐礦ガ廉クナッタノデ、燐ノ工場ガ割合ニ
旨ク行クト云フ話ヲ聞イテ居リマスガ、サウ云フ工場モ大
分打撃ヲ受ケルコトト思ヒマス、黃燐ヲ自然ニ禁止スルト
云フコトニナリマシテ、黃燐ハ殆ト他ニ用キ方ガナイモノデ、
鼠捕リ位ヨリ用キ方ノナイモノデスカラサウ云フ工場ガ隨
分打撃ヲ受ケル事デアラウト思ヒマス、御取調ニナリ
マシタナラバ——ツ……

○四條政府委員 ソレハ一寸調ベタ上申上ゲマセウ
○委員長(多木久米次郎君) 別段御質問ハゴザイマセ
ヌカ

〔質問アリマセヌ〕ト呼フ者アリ〕
○委員長(多木久米次郎君) ソレデヤ逐條ニ互ッテ御審
議ヲ願ヒマセウカ、ドウシマセウ

○福井甚三君 一括シテ議題ニ供シテ戴キタイ
○委員長(多木久米次郎君) 一括シテ願ヒマスカラ御
意見ヲ伺ヒマス

○山邑太三郎君 私ハ本案ニ賛成致シマス、御異存ガナ
ケレバ速ニ可決ヲ願ヒマス

○福井甚三君 本案ハ黃燐ノ人體ニ中毒ノ激甚ナルコ
トハ、普ク人ノ熟知シテ居ル次第アリマス、隨テ本法律
案ガ發布ニナリマシテモ其影響ハ——被害ヲ受ケルコトハ
比較的少ナイト思フノデアリマス、故ニ本案ニハ全部賛成
スル一人デアリマス、殊ニ御願致シテ置キマスノハ、會期モ
半バ切迫シテ居リマス次第アリマスカラ、直チニ本日ノ本
會議ニ御提出アランコトヲ御取計ヲ願ヒタイノデアリマス
○委員長(多木久米次郎君) 別段御異議ナイト存ジマ
スカラ直チニ……

○中馬興九君 私ハマダ幹部ノ意見ヲ聞キマセヌデ、賛
否ハ多分自由問題ニナラウト思ヒマスガ、自分一個人トシ
テハ本案ニ賛成スルモノデアリマス

○委員長(多木久米次郎君) 大分會期モ迫ッテ居リマス
シ、如何デアリマセウ、別段御異議ガナケレバ可決シテハ如

何デゴザイマセウ

○中馬興九君 黨ノ方ハ自由問題ニナラウト思ヒマス、是
ハ異議ハナカラウト思ヒマス

○委員長(多木久米次郎君) 可決シテ宜シウゴザイマ
スカ

〔異議ナシ〕異議ナシト呼フ者アリ〕
○委員長(多木久米次郎君) ソレデハ御異議ナイト認メ
マスカラ原案ニ可決致シマス、御苦勞様デシタ
午前十一時二十九分散會

大正十年四月十三日印刷

大正十年四月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局